

売却区分番号	3 5 4 5 - 1		
見 積 価 額	¥2, 2 0 0, 0 0 0	公 売 保 証 金	¥3 0 0, 0 0 0
財 産 の 表 示	1 所在 千葉県鴨川市坂東字大塚 地番 2 5 番 1 地目 宅地 地積 180.62 m² 2 所在 千葉県鴨川市坂東字大塚 2 5 番地 1 家屋番号 2 5 番 1 種類 居宅 構造 木造スレート葺平家建 床面積 81.15 m² 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	都市計画区域外		
接 道 状 況	南西側 幅員約 10m舗装県道		ほぼ等高接面
地 盤 ・ 地 勢	ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	対象物件 1 対象物件 2 の敷地として使用 対象物件 2 平成 7 年頃建築 所有者の親族が居宅として使用 所有者の申立てによると、家賃の定めはない。 貸借関係等の内容は不明		
特 記 事 項	対象物件 1 東側の境界は判然としない。 第三者の水道管の埋設あり 対象物件 2 間取り不詳		
住 居 表 示 等	千葉県鴨川市坂東 2 5 番地 1		
最 寄 駅 等	J R (東日本) 内房線 安房鴨川駅 北西方約 4. 2 k m J R (東日本) 外房線 安房鴨川駅 北西方約 4. 2 k m		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 - 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 - 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 - 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 - 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 - 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

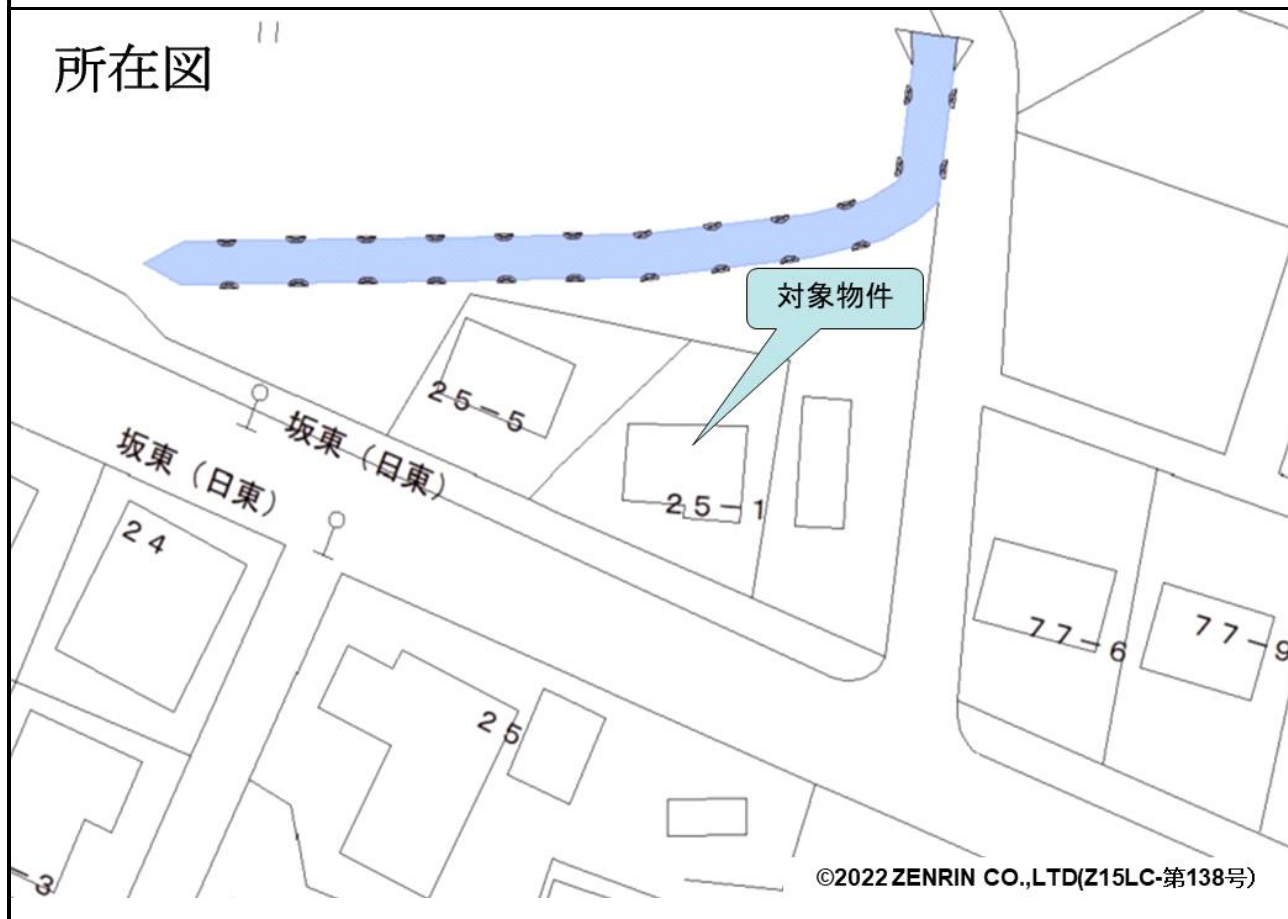
売却区分番号

3 5 4 5 - 1

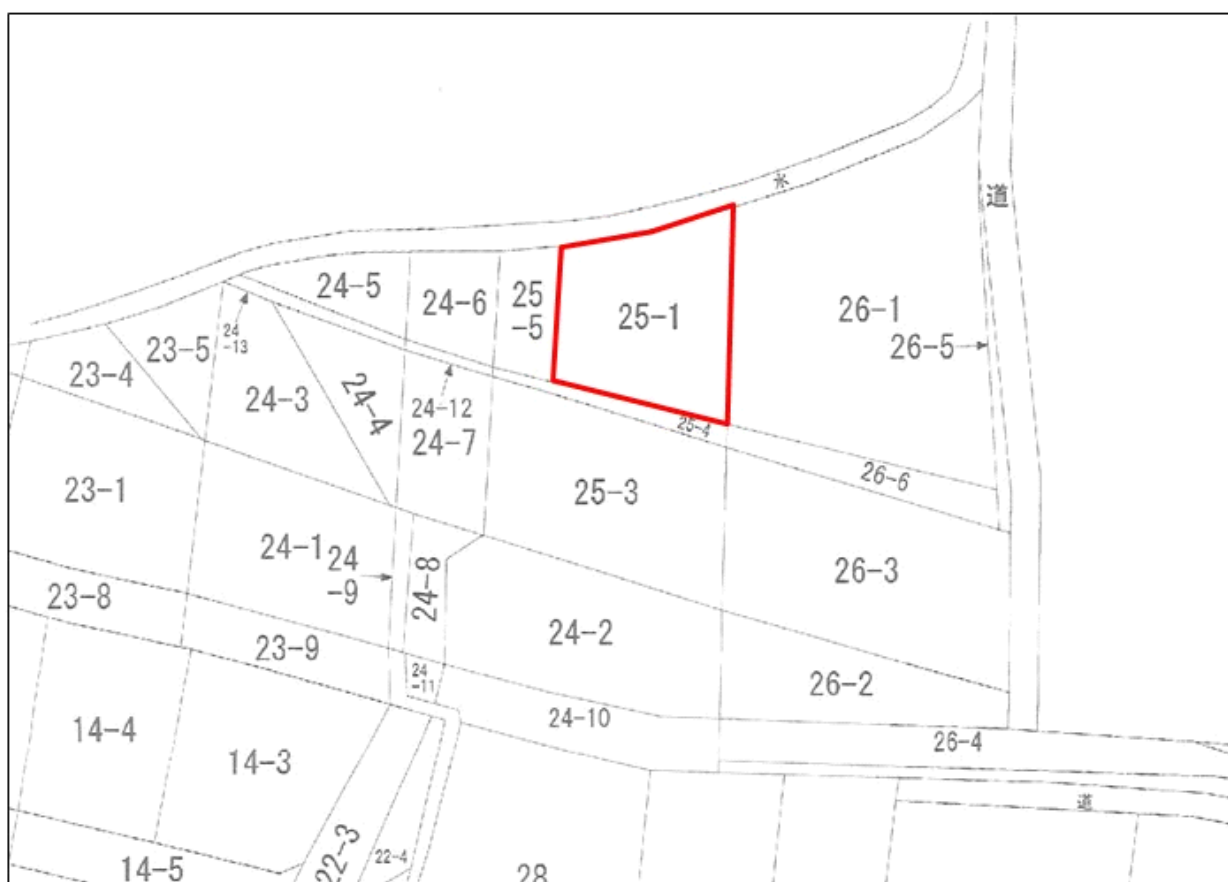
位置図



所在図



見取図



売却区分番号

3 5 4 5 - 1

見取図

家屋番号	25番1
建物の所在	鶴川市坂東字大塚 25 番地 1

建 物 図 面
~~各 階 平 面 図~~



売却区分番号

3 5 4 5 - 1

